

# 宇宙クラブ関西 規約

## 第一章 総則

### (名称)

第一条 本団体は「宇宙クラブ関西」と称する。

### (主な活動場所および事務局)

第二条 本団体は主な活動場所および事務局を大阪府大阪市城東区中央1丁目5-2に置く。

### (目的)

第三条 本団体は若手技術者の育成を行なう事を目的とする。

### (活動内容)

第四条 本団体は目的を達成するために、プロジェクト毎にテーマを定めて活動する。  
本団体の中心となるプロジェクトは、フランス国内で行われるモデルロケット大会に参加するためのモデルロケット製作活動とする。その他、電気知識、プログラミング知識、工作技術などの技術習得に繋がるプロジェクトを定めて活動する。

## 第二章 会員

### (入会)

第五条 入会資格を満たした者が入会届を本団体へ提出する事により、正式に入会を認められ会員となる。  
入会そのものには特に費用などは求めない事とする。

### (入会資格)

第六条 入会には以下の条件を満たす事を必須とする。

1. 当会の趣旨を理解し、規約に同意した上で活動ができること。
2. 意欲をもって活動に参加出来る事。
3. 活動場所まで独力により通って来られる事。
4. 心身の健康上の問題などにより本団体からの介助などを必要としない事。
5. プロジェクト参加費を正しく納められる事。
6. 過去において強制退会処分を受けた記録がない事。
7. 高校生以下の場合は保護者による許可を得ている事。
8. 小学生未満の場合は保護者が常に付き添える事。

### (個人情報の提出)

第七条 入会の際に会員は活動時に必要な個人情報を本団体に提出する。  
またその情報に変更があった場合などはすみやかにその旨を届け出る事とする。

### (個人情報の取り扱い)

第八条 本団体と会員は提出された個人情報を活動に必要な場合のみ提供者本人の意思の元で使用する事とし、漏えいなどが無いよう細心の注意を払う責を負う。  
また不要になった場合には最適と考えられる方法によりすみやかに廃棄する責を負う。

### 第三章 構成

#### (構成)

第九条 本団体の構成を以下の通りとし、賛助会員以外は同一人物の兼任を可能とする。  
賛助会員は入会届および会費を原則不要とする。

#### 会員の種別

1. 会員 複数名 上記各構成の補助を行なうと共に活動に参加し担う
2. 賛助会員 複数名 通常の活動には参加しないが本団体の活動主旨に賛同し、物心両面に渡り支援を行う。  
賛助会員の規定に関しては本規約第八章に従う事とする。

#### 会員の中には次の役職を置く

1. 代表 1名 対外的に本団体を代表し、運営方針の決定を行なう
2. 副代表 1名 対外的に本団体を代表し、運営方針の決定を行なう
3. 運営 複数名 代表を補佐し、本団体運営方針の議論を行なう
4. 会計 1名 本団体の会計を取り纏める

### 第四章 活動

#### (プロジェクトへの参加)

第十条 会員は、任意のプロジェクトに参加することができ、それぞれに定められたプロジェクト参加費を支払う事とする。  
プロジェクト参加費に関しては本規約第六章に従う事とする。

#### (活動日程)

第十一条 活動日はプロジェクト毎に定める。  
作業日程の都合などにより一時的ないし恒久的に活動回数の増減や日時の変更がなされる場合は会員の同意を得て変更が行われる事とする。

#### (義務)

第十二条 会員は意欲的にプロジェクト活動に取り組む事を義務とする。  
また活動中において怪我などの危険性がある場合などに本団体が禁止および注意喚起した事に対し従う事を義務とする。

#### (活動作業中の怪我・病気・争議・損害など)

第十三条 活動中に怪我や病気を負った場合、または盗難や私物紛失などの損害を被った場合はすべて自己責任とし、本団体は一切関知しない事とする。  
また会員間で争議などが生じた場合も本団体は一切関知せず、当事者同士で解決する事を原則とする。

## 第五章 会議

### (会議)

第十四条 本団体に次の会議を置く。

1. 運営会

代表、副代表、運営、会計が所属する

2. 総会

全ての役職および会員が所属する

### (運営会付議事項)

第十五条 運営会に付議する事項は以下の通りとする。

1. 本団体の運営計画および予算決定に関する事項

2. 本規定に関する事項

3. その他運営に関する重要な事項

### (総会付議事項)

第十六条 総会に付議する事項は以下の通りとする。

1. 作業活動に関する事項

2. 運営会による決定または提案に関する事項

3. その他作業に関する重要な事項

### (会議開催)

第十七条 会議の開催は運営会の意思または会員の求めに応じて適宜開かれるものとする。

## 第六章 プロジェクト参加費

### (プロジェクト参加費)

第十八条 会員はプロジェクトごとに定められたプロジェクト参加費を支払うものとする。

### (金額)

第十九条 プロジェクト参加費はプロジェクトの規模、期間などにより都度決定する事とする。

### (支払方法)

第二〇条 支払方法は現金支払と銀行振込の二種類とする。

原則は一括による支払とするが、やむを得ぬ事情等がある場合は運営会の承諾をもって方法を決定する事とする。

### (領収証の発行)

第二一条 会員はプロジェクト参加費を支払った際に本団体より発行される領収証を受け取る事で支払いが完了したとする。領収証の再発行は原則認められない。銀行振込の場合は振込記録により領収とし、領収証の発行はないものとする。

### (支払記録の保持)

第二二条 本団体は会員から支払われた会費の記録を保持、最低一年間保管し、会員の求めに応じて開示する。

### (プロジェクト参加費の返却)

第二三条 一度支払われたプロジェクト参加費の返却は原則認められない。

### (プロジェクト参加費の減額)

第二四条 本団体都合ないし会員都合により、活動期間が当初予定よりも減少した場合やプロジェクト規模の縮小があった場合でも、理由の如何に関わらずプロジェクト参加費の減額や返却はないものとする。

(プロジェクト参加費の増額)

第二五条 止むを得ずプロジェクト参加費の増額を行なう場合、  
幹部会・総会を開催し必ず会員に承認を求めた上で行なうものとする。

## 第七章 会計

(使用用途)

第二六条 会員から徴収したプロジェクト参加費は、運営および  
必要部品等の調達費用、諸経費に充てる事とする。

(会計の開示)

第二七条 本団体の収支報告は毎年十二月末頃に会員全員に対して行なうが、  
会員は時期を問わず開示請求を行なう事が出来、  
本団体はその求めに応じる事を義務とする。

(会計の是正)

第二八条 本団体が会員に対し会計を開示した際、使用用途が正当なものであるかを議論し、  
不当なものがあれば次年度以降の活動での正常化に向けて是正を行なっていく。

## 第八章 賛助および寄付

(賛助)

第二九条 本団体は物品、現金を問わず任意にて賛助を受け付ける。

(賛助会員)

第三十条 賛助金または賛助品を当団体に納める事により賛助会員となる。  
賛助会員は原則としてプロジェクトそのものには直接の関与しないものとする。

(賛助金または賛助品、賛助行動)

第三一条 賛助金は一口 一万円とし、一口から受け付け上限は定めない事とする。  
現金の直接受け渡しの場合は賛助会員の求めに応じて領収証の発行を行なうが、  
銀行振込の場合は振込記録を領収の証明とする。  
賛助品と賛助行動に関しては金銭によらない賛助である事以外  
特に定めはない事とする。

(賛助会員に対する本団体の対応)

第三二条 当団体会員は賛助会員の求めに応じ、本団体の活動本分を妨げない形に限り、  
人員や労働力、宣伝活動機会の提供などの面で出来る限りの協力をする事とする。

(製作物の売却、販売)

第三三条 本団体が活動にて作成したロケット本体、内部部品、  
また T シャツなどのグッズ類を活動資金集めのため売却、販売する事が出来る。  
これにより得た利益と会計の開示は寄付同様の扱いとする。

## 第九章 プロジェクトの脱退および退会

### (プロジェクト脱退と本団体退会の違い)

第三四条 プロジェクト単位による活動であるため、入会とプロジェクトへの参加はそれぞれ別のものであると定め、同時にプロジェクト脱退と本団体からの退会もそれぞれ別であると定める。

### (プロジェクトの脱退)

第三五条 会員またはその保護者が本団体に申し出る事により、理由を問わず随時プロジェクトを脱退する事が出来る。  
ただし会員本人以外またはその保護者以外からの申し出の場合はやむを得ない場合を除き原則不受理とする。

### (プロジェクト脱退時のプロジェクト参加費の扱い)

第三六条 プロジェクト脱退の際、すでに支払われたプロジェクト参加費の返却には原則応じない事とする。  
また未払いがあった際は定められた金額の支払がなされるまで、支払を求めていく事とする。

### (退会)

第三七条 会員またはその保護者が本団体に申し出る事により、理由を問わず随時退会する事が出来る。  
ただし会員本人以外またはその保護者以外からの申し出の場合はやむを得ない場合を除き原則不受理とする。

### (強制退会)

第三八条 本団体は以下の条件にあてはまった会員を、代表および運営会の同意に基づいて強制的に退会処分とする事が出来る。

1. 活動に対する意欲が見られない場合
2. 活動に著しく支障をきたす人物であると判断された場合
3. 連続した欠席が六か月以上続いた場合
4. プロジェクト参加費の滞納が六か月以上続いた場合

## 第十章 規約外の事柄、規約の改定

### (規約外の事柄)

第三九条 本規約に定められていない事柄が起こった場合、その都度運営会により対応を協議し決定する。

### (改定)

第四〇条 本規約の改定は運営会の同意を得て行うものとする。  
本規約の改定を行った場合、直ちに会員に開示するものとする。会員は改定後の規約に同意した上で活動するものとする。

### (規約改定履歴)

平成 26 年 1 月 26 日	規約改定
平成 25 年 10 月 22 日	規約改定
平成 25 年 6 月 22 日	規約制定